参考様式６（第７条関係・公表用）

№	項　　目	意見等の概要	教育委員会の考え方
1	美里町学校給食調理施設運営規則が給食費条例と競合しているにも関わらずパブリックコメントの資料として添付されていないので今回のパブリックコメントの手続きは無効である。	学校給食費についての規定は、美里町学校給食調理施設運営規則（平成 18 年教育委員会規則第 22 号）が既に存在しており、この条例案と競合しますが、運営規則との関係についての資料が公表されていません。美里町パブリックコメント条例（以下、パブリックコメント条例という）第 5 条第 2 項に反するので、このパブリックコメント手続は無効だと考えます。	美里町パブリックコメント条例第５条第２項に規定する資料が不足していたことをお詫びいたします。 「美里町学校給食費条例(案)」は、第１条に規定したとおり、学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めるものであり、「美里町学校給食調理施設運営規則」と重複する部分もありました。この点は、条例制定後に規則の改正を行うことにより、整合性を図りたいと考えております。
2	美里町の学校給食費会計は、私会計と公会計が併存しているのにも関わらず２つの会計方式の取扱いについての資料が公表されていないので今回のパブリックコメントの手続きは無効である。	本町の学校給食費会計は、私会計と公会計が並存しています。給食費の取り扱いをより明確化するとしながら、２つの会計方式の取り扱いについての資料が公表されていません。パブリックコメント条例第 5 条第 2 項に反するので、このパブリックコメント手続は無効です。	美里町パブリックコメント条例第５条第２項に規定する資料が不足していたことをお詫びいたします。 今回の給食費条例案をパブリックコメントに付した大きな理由は、給食費の徴収に係る教育現場の事務負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間を確保したいという思いからです。そのためには町が給食費徴収管理に関する事務を一括して行う公会計化が適切であると判断したものです。 このため、私会計と公会計を比較する資料は公表しませんでした。

3	給食費の収納率の低下、徴収経費の増加、将来の学校給食費無料化なども含め、総合的に判断して公会計化するメリットがあるかの議論が必要である。	仮に公会計へ一本化を提案するのであれば、給食費の収納率の低下、徴収経費の増加、将来の学校給食費無料化なども含め、総合的に判断してメリットがあるかの議論が必要です。この基本的な方向についてこそパブリックコメントを実施すべきです。	今回の給食費条例案をパブリックコメントに付した大きな理由は、給食費の徴収に係る教育現場の事務負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間を確保したいという思いからです。 そのためには町が給食費徴収管理に関する事務を一括して行う公会計化が適切であると判断しました。 今回いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
4	給食費の額を規則に委任するのではなく条例で決めるべきである。	美 里町学校給食費条例（案）第５条では、給食費の額を規則に委任していますが、規則に委任しないで条例で決めてください。議会では通年議会の検討が始まっており、改正の手続きに時間を要することは理由になりません。地方自治法第１４条第２項の要求を骨抜きにする条例案には賛成できません。	ご意見を受け止め、条例により決定するよう修正し、条例案を作成いたします。
5	美里町学校給食費条例施行規則（案）第４条に美里町学校給食費条例第４条に「美里町学校給食調理施設運営協議会」と組織名があるが、美里町給食調理施設条例第４条では、「運営委員会」であり「運営協議会」ではない。	美里町学校給食費条例施行規則（案）第４条に美里町学校給食調理施設条例第４条に定める美里町学校給食調理施設運営協議会という組織名が出現しますが、同給食調理施設条例第４条では「運営委員会」であり、「運営協議会」ではありません。条例を改正する予定であれば、パブリックコメント条例第５条第 2 項に基づいてその資料を併せて公表すべきです。	ご指摘のとおり「運営委員会」であります。施行規則（案）全体の見直しを図ります。

	条例を改正する予定であれば、その資料を添付すべきである。		
6	住民不在のパブリックコメント公募は無効にすべき	現在、本町教育委員会は学校給食に於けるセンター建設計画の白紙撤回の件で、謝りの行脚に躍起になっています。その根本は全て住民無視、住民不在の議論が原因でした。今回のパブリックコメント公募も私達から見ると住民不在に見えてなりません。パブリックコメント公募はこれに代わるものではありません。専門的知識等を求めるものです。保護者、住民に説明がなく行うパブリックコメント公募は考えられません。住民不在のパブリックコメント公募は無効にすべきと思います。	保護者の方々にはＰＴＡの会議において公会計化について説明を行っております。 住民の皆さまにはパブリックコメントの実施のより、意見をいただきました。 これによりいただいた意見を条例（案）に反映させてまいります。 決して住民不在の政策案ではございませんので、ご理解をお願いします。
7	拙速に公会計にすべきではない。	パブリックコメント公募の資料中の「学校給食費の徴収は町長・・・。」となっていることは公会計にするということに理解します。しかし、今何故公会計なのか理解できません。公会計。私会計の中身の比較が全くなされていません。保護者、住民には何も明示されていません。 ① 公会計、私会計のメリット、デメリットの比較 ② 本町における小牛田地域と南郷地域の未収金の実績比較。 ③ 近隣市町との比較	今回ご意見いただいた項目ごとにお答えしかねますが、今回の給食費条例案をパブリックコメントに付した大きな理由は、給食費の徴収に係る教育現場の事務負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間を確保したいという思いからです。 そのためには町が給食費徴収管理に関する事務を一括して行う公会計化が適切であると判断しました。公会計化するためには、今までの規則運営では不十分であり地方自治法に基づき条例制定が必要でありますので、条例案へ

		④ 近々の学校統廃合との整合性について ⑤ 百万円単位のシステム化の費用について ⑥ 国は幼児教育の無償化を考えている。（H26.11.7 付朝日新聞社説）・・・等々数え上げたらまだまだあります。これ等について住民との会話が全くなされていません。コメントのしようなど出来ません。もう一度やり直すべきです。	の意見を募集しました。
8	何故条例にするのか。	学校給食のことについては、従来、南郷町時代は南郷学校給食センター管理規則に則って管理し、平成１８年からは美里町学校給食調理施設運営規則に則り管理しており、「規則」で管理していたわけですが、何故今回は「条例」にするのか、確たる理由がわかりません。今迄、何か大きな不都合でもあったのか。住民に対して説明も、資料も提示されていません。これも住民不在です。何もないということであれば条例にする必要はないと思います。	学校給食費を規則で管理する事例もありますが、給食費の取扱いを明確化するために現在は、全国的に条例化する動きが広がっています。 当町においても条例制定による公会計化が適切であると判断し、パブリックコメントに付しました。